

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20240109製第2号
令和6年1月10日

化学物質審議会
会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 齋藤 健

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

記

ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質（1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8－ヘプタデカフルオロ－8－ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ヨージド）、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10－ヘプタデカフルオロデカン－1－オール（別名8：2フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定、法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定及び法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定